

委員会審査概要

総務健康常任委員会

◆介護福祉総合条例の一部を改正する条例

問介護保険料について、給与所得控除の引き上げ（最大10万円）に係る特例減免を規定する条例改正。対象人数と影響額、来年度以降の考えは。

答対象者は約60名、影響額は180万円弱の見込み。この改正は令和8年度の判定に係る特例減免を規定している。

問今後の条例改正の有無は。

答令和9～11年度を期間とする高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定後、今年度中に計画に沿った条例改正の見込み。

賛成全員で可決

◆工事請負契約の締結について（第二最終処分場内スプー

ツ施設整備工事

問遮水シートが埋まっており一定の制約がある工事。安全面の担保はされているか。

答様々な制約がある工事だが、東埼玉資源環境組合が行った設計をもとに、防球ネットの強度や打ち込む深さについて協議を重ねてきた。

問テニスコート整備について、環境に配慮した資材の活用を検討しているか。

答人工芝の希望があったが、飛散の懸念があったため環境に配慮しハードコートとした。

問防犯灯の設置について伺う。

答本議案の工事に防犯灯の設置は含まれていない。工事が進み、施設全体の景観が整ってから、地域の方等と設置場所について協議していく。

問世界情勢等の影響により資材が調達できない可能性が

あるが、契約期間内で工事が完了する確約はとれているのか。

答懸念があることは事実であるが、受注者は情勢を理解した上で応じたものと認識している。受注者と密に連携し工期内の完成を目指す。

問供用開始時期の見込みは。

答他の工事との関連もあるため、具体的な供用時期を申し上げることができない。

賛成全員で可決



戸田 馨 委員長

こども教育常任委員会

◆一般会計補正予算（第1号）

問最高裁判決による生活保護費追加給付について。国が責任をもつべきと考えるが、市一般財源2000万円が計上されている理由は。

答通常の生活保護費と同様に国4分の3、市4分の1の負担と国から説明があったため。地方交付税算定に参入される。

問支給された追加給付金は収入認定されないか。

答収入認定はされない。

問裁判の原告となった者とそうでない者で支給額に差を設けるとされている。市内に原告は存在するか。

答原告へは特別給付金として2・49%を追加給付するよう示されている。市内に原告は存在しない。

問すでに受給を終了した者には通知を送付する仕組みだが、離婚やDV被害等で避難している方など、住所の取り扱いに配慮が必要な対

象者へはどのように対応するのか。

答細心の注意を払う必要がある。国が示したQ&Aにも沿って適切に対応する。

問市に制度そのものの責任はないが、受給者に最も身近な自治体として、生活実態を国に伝えていく責任があるのではないか。

答市町村は実施と決定の責任を担っており、申し上げるべき課題等は国に伝えてきた。今回の件については最高裁判決を受け国が方針を定めたものであるため、市としては適切に事務を執行していく。

問歳出のうち社会教育費の減額について、概要は。

答宝くじの社会貢献広報事業「コミュニティ助成金」地域の芸術環境づくり助成事業に演劇プロジェクトが採択されたことによるもの。企画制作能力の向上及び公立文化施設の活用を図る事業が助成対象。新規性という要件があるこ